

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

## 上 申 書

2013(平成25)年7月4日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人253名代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

標記事件について、抗告人らは下記の通り上申する。

## 記

来る2013年7月8日より、本件の大飯発電所3号機、4号機を含む実用発電用原子炉に関して新規制基準が施行され、従前の原子炉にかかる規制体系が大幅に変更されることになっている。

抗告人らにおいては新規制基準に関して鋭意情報を収集しているが、2013年6月28日に規則は公布されているものの、従前の「手引き」等に該当する審査ガイドについては正式版の公表はまだであり(本日原子力規制庁に確認済み)、新規制基準全体の正文を入手し、検討するには至っていない状況である。

上述のような次第で、本日提出した即時抗告理由補充書においては新規制基準に基づく主張はできなかった。抗告人らは、今後、新規制基準にかかる正文全体をできるだけ速やかに入手した上で、新規制基準に基づく主張を検討し、補充する予定である。

以上